

辰野町行政サービスにおける長野県パートナーシップ届出制度運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を發揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指す長野県パートナーシップ届出制度（以下「県届出制度」という。）の辰野町が提供する行政サービスにおける運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に判定された性と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいう。

(県届出制度の運用)

第3条 町長は、県届出制度により交付された届出受領証等の提示があった場合は、法令等の範囲内で町長が別に定める行政サービスを提供することができる。

(県内市町村のパートナーシップ制度との関係)

第4条 県内市町村が交付したパートナーシップ関係（事実婚関係を含む。）の届出等があった旨を証明する書類については、辰野町の行政においては長野県が交付した県届出制度の届出受領証等とみなす。

(制度の実施に当たっての配慮等)

第5条 町長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ関係にある当事者に十分に配慮するとともに、町民及び事業者により県届出制度の趣旨が適切に理解され、その社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年8月1日から適用する。